

三重県災害医療対応マニュアル (第2版)

(最終案)

目 次

目的	1
本マニュアルの基本的な考え方	1
職員行動方針	1
A 三重県内で発生した災害への対応	3
I 急性期（発災から2日前後）	3
1 職員の配備	3
(1) 緊急連絡方法	3
(2) 参集方法	3
(3) 体制及び役割	3
2 災害医療本部および災害医療地方部の設置	4
(1) 災害医療本部および災害医療地方部の設置目的	4
(2) 医療本部および医療地方部の立ち上げ	4
(3) 被害情報の収集・整理	4
(4) 被害情報の共有	6
(5) 医療本部および医療地方部の廃止	6
3 医療施設等の被害状況、医療活動状況の収集と把握	7
(1) 災害拠点病院等の情報の収集と整理	7
(2) S C U候補地の状況把握	7
(3) 医薬品備蓄場所等の被害情報収集	8
(4) 医療関係情報の共有	8
4 DMA Tとの協力	9
(1) 医療支援を要請する前の情報共有	9
(2) 三重DMA Tとの協力	10
(3) 日本DMA Tとの協力	12
5 医療救護活動との連携業務	17
(1) 医薬品の確保	17
(2) 歯科	17
(3) 検査・身元確認	17
(4) 保健	17
(5) 医療救護班の派遣要請の準備	17
II 移行期（2日前後から1週前後）	18
1 医療救護班との協力	18

(1) 県内市町からの医療救護班の派遣要請	1 8
(2) 他県医療救護班への対応	2 0
2 医療救護活動との連携業務	2 2
(1) 医薬品の確保	2 2
(2) 歯科	2 2
(3) 検査・身元確認	2 2
(4) 保健	2 2
III 中長期（1週前後から）	2 3
1 災害診療から保険診療への移行	2 3
(1) 医療救護班の活動調整	2 3
(2) 保険診療の再開	2 3
(3) 医薬品の確保	2 3
(4) 歯科	2 3
(5) 検査・身元確認	2 3
(6) 保健	2 4
2 疾病予防や健康増進	2 5
(1) こころや体のケア対策	2 5
(2) 診療所や病院の復旧に対する県の支援について	2 5
B 他の都道府県で発生した災害への対応	2 6
I 急性期（発災から2日前後）	2 6
1 職員の配備	2 6
(1) 緊急連絡方法	2 6
(2) 参集方法	2 6
(3) 医療本部の設置	2 6
2 被災現地の被害状況、医療活動状況の収集と把握	2 7
(1) 被災現地の情報の収集と整理	2 7
(2) 医療関係情報の共有	2 7
3 DMA Tとの協力	2 8
(1) 医療支援を要請する前の情報共有	2 8
(2) 三重DMA Tとの協力	2 9
(3) 日本DMA Tとの協力	3 0
4 医療救護活動との連携業務	3 2
(1) 医療救護班の派遣要請の準備	3 2

II 移行期（2日前後から1週前後）	3 3
1 医療救護班との協力	3 3
(1) 県医療救護班の派遣要請	3 3
(2) 他県医療救護班への対応	3 3
III 中長期（1週前後から）	3 5
1 災害診療から保険診療への移行	3 5
(1) 医療救護班の活動調整	3 5
(2) 保険診療の再開	3 5
2 疾病予防や健康増進	3 5
(1) こころや体のケア対策	3 5
(2) 被災県からの被災患者への対応	3 5

目的

本マニュアルは、地震・津波・風水害等の自然災害や事故災害の発生時において、三重県健康福祉部および保健所が、市町、医療機関、県医師会、県病院協会、県歯科医師会、県看護協会、県薬剤師会、日本赤十字社三重県支部等の関係機関と連携して実施する災害時の医療救護活動に関する基本的事項を定め、災害時における関係者の迅速かつ適切な連携と対応を図ることを目的とする。

本マニュアルの基本的な考え方

- 本マニュアルは、「三重県地域防災計画」、「三重県災害対策本部活動マニュアル」、「各地方災害対策部活動実施要領」、「三重県東海・東南海・南海地震対策活動計画」、「災害時における医療体制の充実強化について(平成24年3月21日付医政発0321第2号)」、「東日本大震災に係る三重県医療救護チーム活動報告書」等における、医療・救護活動の内容を踏まえた災害医療対策にかかるマニュアルである。
- 県庁(健康福祉部)と地域機関(保健所)の業務内容で想定される手順について、発災直後の急性期から移行期を経て中長期までの対応をマニュアル化する。

I. 急性期(発災から2日前後)

急性期は、DMA T¹、災害拠点病院を中心に災害医療活動を行う。

II. 移行期(2日前後から1週前後)

移行期は、必要に応じてDMA Tから医療救護班への引継を行う。

III. 中長期(1週前後から)

中長期は、医療救護班が中心となって活動を行う。

- 災害時の医薬品等の供給、保健師活動、こころのケア等、別に業務を所管する各所属が作成しているマニュアルについては、本マニュアルにおいては詳細な記載を省略する。
- 本マニュアルは、平成25年4月から適用する。
実情に応じて見直しを継続する。

職員行動方針

- 情報は自ら速やかに収集し、整理し、発信して共有すること。
- 迅速な判断や行動を求められる場面では、情報の確定や上司の指示を待つことなく、速やかに県職員として責任を持って判断し、すぐに行動すること。
- 状況については、逐次報告を行うこと。

¹ DMA T：災害派遣医療チーム(Disaster Medical Assistance Team)。災害発生直後の急性期(概ね48時間以内)に活動が開始できる機動性を持った、専門的な研修・訓練を受けた災害派遣医療チーム。

関係図 <作成中>

A 三重県内で発生した災害への対応

I 急性期（発災から2日前後）

1 職員の配備

(1) 緊急連絡方法

本庁は健康福祉部災害時緊急連絡網、地域機関はそれぞれの緊急連絡網による。

（本庁の例）

災害対策本部→ 健康福祉部非常連絡員（健康福祉総務課）→ 健康福祉部各課
緊急連絡網は電話輻輳現象等で機能しないことが想定されるので、各職員は防災み
え.jp のメール配信、各種メディア等を活用し、自主的に災害情報に注意する。

(2) 参集方法

非常体制（全職員参集）時においては、

- 県職員はできる限り所属機関へ登庁し、あらかじめ決められた災害対策活動に従事する。
- 交通の途絶等で、所属機関へ登庁できない場合は、以下の順に従い、各自の参集場所へ登庁し、そこで指示された災害対策活動に従事する。

第2参集場所：自己の業務に關係のある最寄りの県の機関

第3参集場所：最寄りの県総合庁舎の総括班

第4参集場所：その他の最寄りの県の機関（県立学校含む）

(3) 体制及び役割

- 詳細について、本庁は「健康福祉部（本庁）職員災害時初動体制表」、地域機関は「地方災害対策部活動実施要領」に基づく各所属のマニュアルによる。
- 自分の家族が被災したり、自分の住む地域の被害が甚大であったりした場合、県対策本部の組織的な災害対策活動より、地域での救援活動が優先されることがある。この場合には、所属長に連絡をとったうえで、地域での救援活動に参加する。
- 参集にあたっては、3日分程度の飲料水、食料、懐中電灯、携帯ラジオ、着替え、洗面具、雨具、防寒着、身分証明書など必要なものを持参する。

2 災害医療本部および災害医療地方部の設置

(1) 災害医療本部および災害医療地方部の設置目的

三重県災害医療本部（以下「医療本部」という）および三重県〇〇地域災害医療地方部（以下「医療地方部」という）は、三重県地域防災計画に規定される災害対策本部、地方灾害対策部の総括班および健康福祉部の役割のうち、災害時における医療・救護の役割を迅速に行うために設置する。

なお、医療本部および医療地方部は、原則として災害対策本部および地方灾害対策部内に設置する。

(2) 医療本部および医療地方部の立ち上げ

医療本部および医療地方部は、災害配備体制が非常体制となった場合に設置する。

ただし、警戒体制、準備体制、DMA T待機時においても、人的被害が想定される場合は、医療対策局長または保健所長が必要性を判断して設置できる。

■医療本部（健康福祉部）

事前に指定された職員（不在の場合等は最初に登庁した職員）は、医療対策局長（または医療政策総括監）を本部長とする医療本部を立ち上げる。

医療本部は、県災害対策本部（県庁講堂）内に設置し、医療活動支援班および健康福祉部の医療・救護にかかる役割やメンバーを兼ねる。

医療本部の要員は、必要に応じて健康福祉部内から確保する。

■医療地方部（保健所）

事前に指定された職員（不在の場合等は最初に登庁した職員）は、保健所長（または災害医療担当室長）を地方部長とする医療地方部を立ち上げる。

なお、四日市医療地方部は、三重郡3町を対象として、桑名保健所が四日市市災害対策本部および四日市市保健所の協力を得て活動を行う。

医療地方部は、県地方災害対策部内に設置し、地方灾害対策部衛生民生班の医療・救護にかかる役割やメンバーを兼ねる。

医療地方部の要員は、必要に応じて保健所内および参集した職員から確保する。

(3) 被害情報の収集・整理

■医療本部

医療本部は、県災害対策本部総括隊情報班（以下「情報班」という）や各保健所、災害拠点病院、県医師会等から、発災直後の被災情報および今後必要となる情報を積極的に収集し、整理する。

被害状況がはっきりしない場合や医学知識が必要な場合は、災害医療コーディネーターまたは統括DMA T登録者に対応を要請する。

■医療地方部

医療地方部は、県地方災害対策部総括班（以下「地方部総括班」という）や市町災害対策本部、都市医師会、災害拠点病院等から、発災直後の管内の被災情報および今後必要となる情報を積極的に収集し、整理する。

被害状況がはっきりしない場合や医学知識が必要な場合は、地域の災害医療コーディネーターに対応を要請する。

災害医療コーディネーター

災害医療コーディネーターは、以下の役割を担うために必要な知識と経験を有する災害医療に精通した災害拠点病院等の医師とする。

なお、医療本部は複数名、医療地方部は1名または複数名の災害医療コーディネーターを事前に指名しておき、災害時に必要に応じて招へいする。

○災害医療コーディネーターの役割（地域防災計画より）

災害時における下記事項への支援、助言

- a) 医療救護班等の配置調整、撤去判断
- b) 医療救護班等と医師会との連携、調整
- c) 高次医療機関への搬送の助言
- d) 医療ボランティアに関する調整
- e) 看護・介護に関する調整
- f) その他の災害時の医療に関する調整

統括DMA T登録者（日本DMA T活動要領より）

統括DMA T登録者は、厚生労働省が実施する統括DMA T研修を修了し、厚生労働省に登録された医師で、災害時は各DMA T本部の責任者として活動する資格を有する。

参考：災害情報の項目M E T H A N

Major incident	例) 災害発生を宣言します
Exact location	発災場所は、〇〇
Type of incident	災害種別は、〇〇
Hazard	危険として、〇〇
Access	アクセスは、〇〇からで、□□は通行不能
Number of casualties	受傷者は、死者〇名、行方不明〇名の推定
Emergency services	現在〇〇が対応、〇〇の支援を要請

(4) 被害情報の共有

■医療本部

医療本部は、整理した情報について、防災無線やEMIS²等を活用して、医療地方部、県災害対策本部、関係団体等と共有する。

■医療地方部

医療地方部は、整理した情報について、防災無線やEMIS等を活用して、医療本部に報告するとともに、地方部総括班、市町災害対策本部、関係団体等と共有する。

(5) 医療本部および医療地方部の廃止

医療本部および医療地方部は、災害時における医療・救護の必要性がなくなり、通常の医療・救護体制で対応できる状況になったと医療対策局長または保健所長が判断できる場合に廃止する。

ただし、災害対策本部および地方災害対策部における健康福祉部および保健所の役割は、引き続き災害対策本部および地方災害対策部廃止まで継続する。

² EMIS：広域災害・救急医療情報システム（Emergency Medical Information System）。災害発生時の関係者への一斉連絡、被災地内外の医療機関の患者受入情報の集約・提供を実現するシステム。

3 医療施設等の被害状況、医療活動状況の収集と把握

(1) 災害拠点病院等の情報の収集と整理

■医療本部

医療本部は、情報班や医療地方部から災害拠点病院等の医療機関に関する情報を収集して整理する。

■医療地方部

医療地方部は、管内の災害拠点病院および二次救急医療機関等に関する情報について、現地確認や電話等により収集するとともに、必要に応じてEMI Sの代行入力をする。

EMI Sが使用できない場合は、速やかに医療本部へ電話等で報告する。

また、管内の災害拠点病院および二次救急医療機関以外の病院の医療情報についても、各郡市医師会、市町災害対策本部等を通じて収集し、整理する。

収集する医療情報の例

- ・ 医療機能の可否
- ・ 施設、設備の被害状況
- ・ 患者受入の可否（人数）
- ・ 要搬送患者の有無（人数）
- ・ 電気、水道、ガス等のライフラインの状況

(2) SCU³候補地の状況把握

■医療本部

医療本部は、SCU候補地について、医療地方部を通じて被災状況を把握する。

SCU候補地の被災状況によっては、代替候補地の被災状況も把握する。

SCU候補地

- ・ 国立大学法人三重大学運動競技場（津市江戸橋）
- ・ 宮川ラブリバー公園（伊勢市御薗町）

代替候補地

- ・ 四日市市中央緑地公園（四日市市日永東）
- ・ サンアリーナ（伊勢市朝熊町）

SCU備品保管場所

- ・ 国立大学法人三重大学運動競技場コンテナ及び三重大学病院内
- ・ 伊勢志摩防災拠点倉庫（伊勢市朝熊町）

■医療地方部

津および伊勢の医療地方部は、SCU候補地について、現地確認または地方部総括

³SCU：広域医療搬送拠点臨時医療施設（Staging Care Unit）。患者の症状の安定化を図り、搬送のためのトリアージを実施するための臨時の医療施設として、必要に応じて被災地および被災地外の広域搬送拠点に設置されるもの。

班や市町災害対策本部等を通じて被災状況を把握し、速やかに医療本部へ報告する。

また、S C U候補地の被災状況によっては、代替候補地の被災状況も把握する。

（3）医薬品備蓄場所等の被害情報収集

「災害時における医薬品等の確保・供給に関するマニュアル」（業務感染症対策課作成）参照。

（4）医療関係情報の共有

■医療本部

医療本部は、整理した情報について、防災無線やE M I S等を活用して、情報班、医療地方部、災害拠点病院、関係団体と共有する。

■医療地方部

医療地方部は、整理した情報について、速やかに医療本部へ報告するとともに、地方部総括班、市町災害対策本部、関係団体等と共有する。

4 DMA Tとの協力

(1) 医療支援を要請する前の情報共有

■医療本部

医療本部は、EMISの確認、災害医療コーディネーターまたは統括DMA T登録者との情報共有により、医療機関の被災状況や、三重DMA T等の待機状況を隨時把握する。

また、必要に応じて災害拠点病院等に対し災害医療コーディネーターの医療本部への派遣を要請する。

ただし、被災現地の医療従事者は、自病院の機能維持に専念する可能性が高いため、可能な範囲で被災現地から離れた地域の三重DMA T等に派遣を要請する。

■医療地方部

医療地方部は、EMISの確認、場合によっては管内災害拠点病院等への電話連絡や現地確認、地域の災害医療コーディネーターとの情報共有により、管内の医療機関の被災状況や、三重DMA T等の待機状況を隨時把握する。

また、必要に応じて災害拠点病院等に対し、地域の災害医療コーディネーターの派遣を要請する。

(2) 三重DMA Tとの協力

①三重DMA Tの医療支援

三重DMA Tは、三重DMA T運営要綱により、県知事からDMA T指定病院の長に対する待機または派遣要請に基づき、準備または行動を開始する。

なお、DMA T指定病院の長は、緊急やむを得ない事情により、知事要請前に三重DMA Tを派遣することができるが、この場合は速やかに知事に報告し、その承認を得る。

三重DMA Tは、発災直後の急性期の災害医療に対応するために出動し、災害拠点病院支援、現場医療支援、域内搬送等を行う。

三重DMA Tは、災害拠点病院長（またはその代理）または被災現地の地域防災計画に基づく都市医師会長等の指揮下で医療活動を行うが、場合によっては病院長または都市医師会長の権限を委任された形で活動することができる。

三重DMA Tは、原則として自立的医療支援を行うが、必要に応じて医療本部や医療地方部に対して、被災現地におけるロジスティクス⁴支援を求める。

三重DMA Tは、EM I Sだけでなく、情報収集手段の一つとして医療本部や医療地方部に情報提供を求めることができる。

なお、移行期から中長期にかけて継続的な災害医療が必要な場合は、三重DMA Tから県医療救護班へ活動を引き継ぐ。

②三重DMA Tの要請

■医療本部

医療本部は、EM I Sや電話等を活用して収集した情報をもとに、災害医療コーディネーターまたは統括DMA T登録者の助言を得て、三重DMA Tの派遣要請について調整し、必要に応じてDMA T指定病院の長に対して派遣要請を行う。

なお、緊急やむを得ない事情により、DMA T指定病院の長が知事要請前に三重DMA Tを派遣したときは、速やかに知事に報告し、その承認を得ることとなる。

三重DMA Tの参集拠点は、被災現地に近い災害拠点病院または保健所等とする。

医療本部は、EM I Sや電話等を活用して三重DMA Tの活動状況について把握しておく。

また、必要に応じて、搬送手段や搬送先病院を確保する。

■医療地方部

医療地方部は、EM I Sや電話等を活用して、管内の災害拠点病院や二次救急医療機関等の被災状況を把握し、地域の災害医療コーディネーターの助言を得て、三

⁴ ロジスティクス：DMA Tの活動に関わる通信、移動手段、医薬品、生活手段等を確保することをいい、DMA T活動に必要な連絡、調整、情報収集の業務等も含む。

重DMA Tの派遣要請が必要と判断された場合は、医療本部へ派遣要請を行う。

医療地方部が入力したEMI S情報等により、医療本部や厚生労働省が医療支援の判断をする場合があるので、速やかな情報共有を図る。

情報発信がなければ、被災状況が激しいと判断される可能性があるため、情報収集と発信に努める。

保健医療関係者の情報共有について：関係者による連絡会議

被災現地の保健医療状況の情報を共有する場として、関係者による連絡会議（以下「連絡会議」）を開催する。

この連絡会議は、平時に開催する地域災害医療対策会議（仮称）の関係者にとどまらず、現地で活動する保健医療関係者を広く参加対象として、円滑な災害医療支援の推進を図る。

連絡会議の開催例は以下のとおり。

日 時：毎日 07:00、毎日 17:00、2 日に 1 回、週に 1 回等状況に応じて開催

場 所：災害拠点病院、保健所、市町保健センター、都市医師会館等

参加者：被災現地で保健医療活動を行う組織の代表者

目 的：被災現地の保健医療状況についての情報共有

内 容：被災者の保健医療需要、現地保健医療の被災状況、回復復旧状況、県内外の保健医療支援状況、検案の状況等の確認と情報共有

連絡会議は、医療地方部が開催し、医療地方部職員、現地災害医療コーディネーター、三重DMA T等が司会進行を行い、隨時医療本部と情報を共有する。

なお、医療地方部が機能不全に陥った場合は、派遣された三重DMA Tや医療救護班が連絡会議の開催を調整するなど、柔軟な対応を行う。

参考：医療救護班について

県医療救護班は、移行期から中長期に活動する県医療救護チームおよび日赤救護班がある。

県医療救護チームは、県との災害時医療救護派遣の協定に基づき、県医師会、県病院協会、県看護協会、三重大学病院と県が協議して編成する。

三重県以外の都道府県のDMA Tは日本DMA Tと呼び、三重DMA Tと同様、急性期に活動する。

移行期及び中長期に活動する三重県以外の都道府県の医療救護班は、他県医療救護班と呼ぶこととする。

なお、市町においても、各市町の地域防災計画により医療救護班を編成し、医療救護活動を行う。

(3) 日本DMA Tとの協力

①日本DMA Tの医療支援

日本DMA Tは、被災都道府県（以下「被災県」という。）が他都道府県（以下「他県」という）や厚生労働省等に派遣要請を行った場合や、厚生労働省が災害規模により派遣を判断した場合に、主に急性期において、被災県の災害拠点病院等の病院支援、現場医療支援、域内搬送、広域医療搬送等を行う。

病院支援においては、支援する病院の病院長（またはその代理）の指揮下で医療活動を行うが、場合によっては、病院長の権限を委任されて活動することができる。

広域医療搬送は、主に日本DMA Tが担う。

日本DMA Tは、自立的医療支援を基本としているが、空路で県内入りした時などの移動手段となる車の手配、不足する医薬品や資機材等のロジスティクス支援を被災県に求める場合がある。

なお、移行期から中長期にかけて継続的な災害医療が必要な場合は、日本DMA Tから県医療救護班や他の都道府県医療救護班（以下「他県医療救護班」という。）へ活動を引き継ぐ。

②日本DMA Tの要請

■医療本部

医療本部は、EMIS等により被災状況を確認しつつ、災害医療コーディネーターまたは統括DMA T登録者の助言を得て、厚生労働省に待機要請や派遣要請についての相談をする。

日本DMA Tの要請は、EMIS等を用いて行い、参集拠点は、被災現地に近い災害拠点病院等とする。

場合によっては、厚生労働省が独自の情報や被災予測に基づき被災県に代わって出動を判断することがある。

■医療地方部

医療地方部は、隨時EMISを確認し、入力されていない管内の医療機関情報は、現地確認を行うなどの方法により情報を収集する。必要に応じて、地域の災害医療コーディネーターの助言を得て、医療本部へDMA T等の派遣要請を行う。

医療地方部が入力したEMIS情報等により、医療本部や厚生労働省が医療支援の判断を行う場合があるので、速やかに情報共有を図る。

情報発信がなければ、被災状況が激しいと判断される可能性があるため、情報収集と発信に努める。

③日本DMA Tの受入・活動調整

■医療本部

医療本部は、医療地方部等からの情報をもとに、災害医療コーディネーターや統括DMA T登録者と連携して、日本DMA Tの受入と活動調整を行う。

DMA T調整本部が医療本部に設置されるので、活動場所や情報通信手段等をあらかじめ確保しておく。

参考：災害情報の項目M E T H A N

Major incident	例) 災害発生を宣言します
Exact location	発災場所は、〇〇
Type of incident	災害種別は、〇〇
Hazard	危険として、〇〇
Access	アクセスは、〇〇からで、□□は通行不能
Number of casualties	受傷者は、死者〇名、行方不明〇名の推定
Emergency services	現在〇〇が対応、〇〇の支援を要請

■医療地方部

医療地方部は、引き続き管内の災害拠点病院、市町災害対策本部、都市医師会等から医療情報や救護所設置状況など、医療支援に必要な情報を収集、整理し、継続して医療本部へ報告する。

④病院支援

■医療本部

医療本部は、支援が必要な病院があれば、災害医療コーディネーターと相談のうえ、派遣要請や派遣調整を行う。

医療本部は、病院に派遣される日本DMA Tに対して、病院の担当者とその連絡先を伝えておく。

場合によっては、空路で県内入りしたDMA Tの移動手段の確保や、医薬品や資機材等の供給などロジスティクス支援の調整を行う。

■医療地方部

医療地方部は、支援が必要な病院があれば、地域の災害医療コーディネーター等と相談のうえ、医療本部にDMA Tの派遣を依頼する。隨時、該当病院の状況を把握し、医療本部と情報を共有する。

場合によっては、空路で県内入りしたDMA Tの移動手段の確保や、医薬品や資機材等の供給などロジスティクス支援の調整を行う。

⑤現場活動

■医療本部

医療本部は、支援が必要な現場があれば、災害医療コーディネーターと相談のうえ、派遣要請や派遣調整を行う。

場合によっては、空路で県内入りしたDMA Tの移動手段の確保や、医薬品や資機材等の供給などロジスティクス支援の調整を行う。

■医療地方部

医療地方部は、支援が必要な現場があれば、地域の災害医療コーディネーター等と相談のうえ、医療本部にDMA Tの派遣を要請する。該当現場の状況については、隨時把握して医療本部と情報を共有する。

現場活動本部設置の必要があればスペースや通信連絡手段確保等に協力するとともに、消防、警察等と情報を共有する。

場合によっては、空路で県内入りしたDMA Tの移動手段の確保や、医薬品や資機材等の供給などロジスティクス支援の調整を行う。

⑥域内患者搬送の調整

ア) 搬送手段の調整

■医療本部

医療本部は、県災害対策本部総括隊救助班（以下「救助班」という）と連携して、災害拠点病院間等の域内における患者搬送手段の調整を行う。

陸路搬送が困難な場合は、救助班と連携して、防災ヘリや他機関のヘリコプターの調整を行う。

なお、ドクターヘリの災害時の運用については、今後の検討課題となっている。

■医療地方部

医療地方部は、地方災害対策部総括班と連携して、管内の医療機関等から災害拠点病院への患者搬送にかかる情報収集と手段の調整を行う。

陸路による患者搬送が困難な場合は、医療本部に防災ヘリ等の派遣要請を行う。

なお、管内で対応できない場合は、県内他地域、県外への患者搬送について、医療本部と調整する。

イ) 患者受入医療機関の調整

■医療本部

医療本部は、EMIS等を利用して、各医療機関の患者受入情報を収集し、管内で対応できない患者等について、必要に応じて患者の搬送や受入の調整を行う。

■医療地方部

医療地方部は、EMISや都市医師会等と連携して収集した情報を参考に、管内

の医療施設間の患者の搬送や受入の調整を行う。

なお、管内で対応できない場合は、医療本部へ調整を依頼する。

⑦広域医療搬送の調整

ア) SCUの設置検討

■医療本部

医療本部は、EMISや医療地方部等からの情報をもとに、災害医療コーディネーターの助言を得て広域医療搬送拠点設置の必要性を検討し、医療地方部による現地情報を参考に広域医療搬送拠点を決定する。

広域医療搬送拠点決定後は、厚生労働省へ報告するとともに、広域医療搬送拠点となる災害拠点病院（三重大学病院、伊勢赤十字病院）へ連絡して協力を求める。

また、該当医療地方部（津、伊勢）にSCUの設置を依頼する。

■医療地方部（津、伊勢）

医療地方部（津、伊勢）は、SCU設置予定場所の被災状況を確認し、その状況を医療本部へ報告する。

設置が決まれば、SCU備品等をSCU設置場所へ搬入する。

イ) SCUへの職員の派遣

■医療本部

■医療地方部（津、伊勢）

医療本部と医療地方部（津、伊勢）は、連携してSCUの設置場所へ職員を派遣し、SCU備品を設置する。

ウ) SCUでの活動

■医療本部

■医療地方部（津、伊勢）

医療本部と医療地方部（津、伊勢）から派遣された職員は、SCU設置場所の災害拠点病院（三重大学病院、伊勢赤十字病院）等の統括DMA登録者や派遣された日本DMAと連携し、SCUを設置する。

なお、SCU本部は、医療地方部（津、伊勢）が運営する。

SCUにおいて、医療本部と災害拠点病院（三重大学病院、伊勢赤十字病院）との通信連絡手段を確保しておく。

SCU候補地

国立大学法人三重大学運動競技場（津市江戸橋）

宮川ラブリバー公園（伊勢市御園町）

代替候補地

四日市市中央緑地公園（四日市市日永東）

サンアリーナ（伊勢市朝熊町）

SCU備品保管場所

国立大学法人三重大学運動競技場コンテナ及び三重大学病院内

伊勢志摩防災拠点倉庫（伊勢市朝熊町）

SCUの役割

SCUは、広域医療搬送の拠点として空港、飛行場、臨時離着陸場等に設けられる医療施設で、県が設置し日本DMA T等が運営の協力をする。

災害拠点病院の近くに設置するため、場合によっては、域内医療搬送の航空搬送拠点になる。

SCUでは、域内搬送の患者を受け入れ、トリアージして広域医療搬送を行うか、近くの災害拠点病院へ搬送する。

また、近くの災害拠点病院等から搬送されてきた患者を受け入れ、SCUで処置し、広域医療搬送を行う。

広域医療搬送の患者情報は、EMIS等で県医療本部やSCU統括DMA T登録者と情報を共有する。

なお、大災害時に通信連絡が途絶した場合、ヘリコプター等があらかじめ設定されている離着陸地点へ予告なしに飛来することがある。

エ) 搬送手段の調整

■医療本部

医療本部は、各医療地方部からの傷病者の搬送要請に基づき、救助班と連携し、災害拠点病院等からSCUへの搬送手段（陸路、空路、海路）の調整を行う。

広域医療搬送は、統括DMA T登録者等と相談して搬送手段の調整を行う。また、状況によっては各災害拠点病院から近隣県のSCUへの患者の搬送手段の調整を行う。

■医療地方部

医療地方部は、地方災害対策部総括班と連携して、管内の医療機関等からSCUへの患者搬送にかかる情報収集と調整を行う。

陸路による患者搬送が困難な場合は、医療本部に防災ヘリ等の派遣要請を行う。

5 医療救護活動との連携業務

(1) 医薬品の確保

「災害時における医薬品等の確保・供給に関するマニュアル（改訂版Ⅷ）」（薬務感染症対策課）参照。

(2) 歯科

「大規模災害時歯科活動マニュアル 業務継続計画（2013年第1版）」（三重県・三重県歯科医師会）参照。

(3) 検案・身元確認

検案や身元確認については、警察および関係機関が調整し、県警本部が、県警察医会、県医師会、県歯科医師会に医師や歯科医師等の派遣を要請する。

医療救護班は、検案や身元確認だけでなく患者対応も行うため、災害医療コーディネーターと相談のうえ、医療救護班の効果的な配置ができるよう県警本部と医療本部、各地警察署と医療地方部が連携して派遣を調整する。

(4) 保健

「災害時保健師活動マニュアル 平成18年3月」（健康づくり課）参照。

「三重県災害時栄養・食生活支援活動ガイドライン」参照。

(5) 医療救護班の派遣要請の準備

医療本部は、医療・救護活動の支援が中長期まで必要と想定される場合においては、災害医療コーディネーターや統括DMA T登録者と連携して、県医療救護班や他県医療救護班の派遣要請について、準備を始めることが望ましい。（手順は、「II 移行期」に記載。）

II 移行期（2日前後から1週前後）

1 医療救護班との協力

（1）県内市町からの医療救護班の派遣要請

①県医療救護班の医療支援

急性期の災害医療は、主として三重DMA Tが担い、移行期から中長期にかけては、県医療救護チームと日赤救護班からなる県医療救護班へ活動を引き継ぐ。

県医療救護チームは、県医師会、県病院協会、県看護協会、三重大学病院と県による協議を経て編成するが、医師、看護師、事務だけでなく、状況に応じて薬剤師等も構成メンバーに加えるなど、柔軟なチーム編成を行うこととする。

なお、被災現地では、市町と都市医師会が協力して被災患者受け入れや医療救護班派遣が行われるため、原則として市町で対応しきれない場合や、県において甚大な被害が想定されると判断した場合に県医療救護班を派遣する。

②県医療救護班の要請

■医療本部

医療本部は、災害医療コーディネーターまたは統括DMA T登録者と調整のうえ、必要に応じて、県医療救護班の出動を要請する。

なお、移行期には、引き続き三重DMA Tを要請することもできる。

この場合、DMA Tの活動期間は概ね48時間基本とすることから、2次隊、3次隊等の追加派遣で対応する。

■医療地方部

医療地方部は、市町から医療救護班の派遣を要請された場合は地域の災害医療コーディネーター等と調整のうえ、必要に応じて医療本部に派遣を要請する。

参考：東日本大震災時における三重県医療救護チーム派遣に関する基本的な方針

- 派遣根拠：災害対策基本法第74条
- 編成根拠：各医療関係団体との災害時における医療救護に関する協定
- チーム構成：医師1名、看護師2名、事務1名を基本（※後に岩手県からの要請により薬剤師1名を基本構成に追加）
- 活動期間：5日間（最終活動日に次チームと現地にて引継）
- 活動形態：自己完結型の医療救護活動の実施（派遣先までの移動手段の確保及び医療資器材、食料の調達等含む）
- 補償対応：災害救助法の適用による扶助金の支給及び傷害保険への加入による補償

③県医療救護班の活動調整

■医療本部

医療本部は、医療地方部等からの情報をもとに、災害医療コーディネーターまたは統括DMA T登録者と連携して、県医療救護班に対し、活動場所と活動期間の指示をし、収集方法等の必要な情報を提供する。

■医療地方部

医療地方部は、管内の災害拠点病院や二次救急医療機関、市町災害対策本部、郡市医師会等から医療情報や救護所設置状況など、医療支援に必要な情報を収集、整理し、医療本部へ報告する。

(2) 他県医療救護班への対応

①他県医療救護班の医療支援

他県医療救護班は、被災県から他県へ厚生労働省や全国知事会を通じて派遣要請することにより派遣される。

②他県医療救護班への派遣要請

■医療本部

医療本部は、EMIS入力や、厚生労働省や全国知事会へ連絡して、他県医療救護班の派遣を要請する。

本県を支援する県が決まれば、該当県と医療救護班の派遣について調整する。

■医療地方部

医療地方部は、隨時EMISを確認し、入力されていない管内の医療機関情報を収集する。

③他県医療救護班の受入・活動調整

■医療本部

医療本部は、医療地方部等からの情報をもとに、災害医療コーディネーターまたは統括DMAT登録者と連携して、他県医療救護班の受入と活動調整を行う。

医療本部は、他県医療救護班に対して、活動場所と活動期間を指示し、参集方法等の情報を提供する。

なお、医療救護班は自立的医療支援を原則としているが、医療支援が長期間にわたって行われる時は、必要に応じて医薬品や資機材等の供給などロジスティクス支援の調整を行う。

参考：災害情報の項目METHAN

Major incident	例) 災害発生を宣言します
Exact location	発災場所は、○○
Type of incident	災害種別は、○○
Hazard	危険として、○○
Access	アクセスは、○○からで、□□は通行不能
Number of casualties	受傷者は、死者○名、行方不明○名の推定
Emergency services	現在○○が対応、○○の支援を要請

■医療地方部

医療地方部は、引き続き管内の災害拠点病院、市町災害対策本部、都市医師会等から医療情報や救護所状況など、医療支援に必要な情報を収集、整理し、継続して医療本部へ報告する。

なお、医療救護班は自立的医療支援を原則としているが、医療支援が長期間にわ

たって行われる時は、必要に応じて医薬品や資機材等の供給などロジスティクス支援の調整を行う。

2 医療救護活動との連携業務

(1) 医薬品の確保

「災害時における医薬品等の確保・供給に関するマニュアル（改訂版Ⅷ）」（薬務感染症対策課）参照。

(2) 歯科

「大規模災害時歯科活動マニュアル 業務継続計画（2013年第1版）」（三重県・三重県歯科医師会）参照。

(3) 検案・身元確認

検案や身元確認については、警察および関係機関が調整し、県警本部が、県警察医会、県医師会、県歯科医師会に医師や歯科医師等の派遣を要請する。

医療救護班は、検案や身元確認だけでなく患者対応も行うため、災害医療コーディネーターと相談のうえ、医療救護班の効果的な配置ができるよう県警本部と医療本部、各地警察署と医療地方部が連携して派遣を調整する。

(4) 保健

「災害時保健師活動マニュアル 平成18年3月」（健康づくり課）参照。

「三重県災害時栄養・食生活支援活動ガイドライン」参照。

III 中長期（1週前後から）

1 災害診療から保険診療への移行

（1）医療救護班の活動調整

■医療本部

医療本部は、引き続き医療地方部等からの情報をもとに、災害医療コーディネーターと連携して、県医療救護班や他県医療救護班に活動場所と活動期間の指示をし、参集方法等の必要な情報を提供するなどの活動調整を行う。

■医療地方部

医療地方部は、管内の災害拠点病院や二次救急医療機関、市町灾害対策本部、郡市医師会等から医療情報や救護所の状況など、医療支援に必要な情報を収集、整理し、医療本部へ報告する。

（2）保険診療の再開

■医療本部

医療本部は、医療機関や地域の復旧状況等を総合的に勘案のうえ、保険診療を再開する日程を決定し、医療地方部や関係機関に連絡する。

また、被災者への広報手段、医療救護班の支援継続の必要性、撤退の時期等について検討する。

■医療地方部

医療地方部は、保険診療を再開する日程について、連絡会議等で報告し、被災者への広報手段、医療救護班の支援継続の必要性、撤退の時期等について検討する。

（3）医薬品の確保

「災害時における医薬品等の確保・供給に関するマニュアル（改訂版Ⅷ）」（薬務感染症対策課）参照。

（4）歯科

「大規模災害時歯科活動マニュアル 業務継続計画（2013年第1版）」（三重県・三重県歯科医師会）参照。

（5）検査・身元確認

検査や身元確認については、警察および関係機関が調整し、県警本部が、県警察医会、県医師会、県歯科医師会に医師や歯科医師等の派遣を要請する。

医療救護班は、検査や身元確認だけでなく患者対応も行うため、災害医療コーディネーターと相談のうえ、医療救護班の効果的な配置ができるよう県警本部と医療本部、各地警察署と医療地方部が連携して派遣を調整する。

(6) 保健

「災害時保健師活動マニュアル 平成18年3月」(健康づくり課) 参照。

「三重県災害時栄養・食生活支援活動ガイドライン」参照。

2 疾病予防や健康増進

(1) こころや体のケア対策

①相談窓口の設置

■医療地方部

医療地方部は、市町と連携して避難所等の必要な箇所でこころや体のケア対策の相談窓口を設置する。

②避難所への支援

「災害時保健師活動マニュアル」（健康づくり課）参照。

(2) 診療所や病院の復旧に対する県の支援について

■医療本部

医療本部は、地域の医療機関が復旧するまでの間、巡回診療体制の整備、仮設医療機関の設置、交通手段の確保などを行い、地域住民への医療提供体制を確保する。

また、関係機関と協議し、必要に応じて仮設医療機関を設置する。

■医療地方部

医療地方部は、保健師による全戸調査や連絡会議の情報を活用し、巡回診療体制の整備、仮設医療機関の設置、交通手段の確保などにより、地域の医療提供体制の確保に努める。

B 他の都道府県で発生した災害への対応

ここでは、県外で発生した災害で、県の災害対策本部は設置されないが、医療本部を設置して三重D M A Tや県医療救護班を派遣する場合などの対応を中心に記載する。

災害対策本部が設置される場合や、ここに記載していない事例は、「A三重県内で発生した災害への対応」に準じて柔軟に対応する。

I 急性期（発災から2日前後）

1 職員の配備

(1) 緊急連絡方法

健康福祉部災害時緊急連絡網による。

(2) 参集方法

災害医療の担当者は、必要に応じて、できるだけ速やかに参集する。

(3) 医療本部の設置

以下のような場合に県が他県の災害医療支援を行う時は、健康福祉部に医療本部を設置する。

- ・他県の災害で医療関連の情報収集を要する場合
- ・三重県ドクターヘリが他県に出動する場合
- ・三重D M A Tや県医療救護班が他県に出動する場合

2 被災現地の被害状況、医療活動状況の収集と把握

(1) 被災現地の情報の収集と整理

医療本部は、厚生労働省、全国知事会、EMIS、メディア等から、発災直後の被災情報および災害医療に必要となる情報を積極的に収集し、整理する。

被害状況がはっきりしない場合や医学知識が必要な場合は、災害医療コーディネーターまたは統括DMA登録者に対応を要請する。

被災地の情報は、防災対策部や災害医療コーディネーター等と共有する。

参考：災害情報の項目METHAN

Major incident	例) 災害発生を宣言します
Exact location	発災場所は、〇〇
Type of incident	災害種別は、〇〇
Hazard	危険として、〇〇
Access	アクセスは、〇〇からで、□□は通行不能
Number of casualties	受傷者は、死者〇名、行方不明〇名の推定
Emergency services	現在〇〇が対応、〇〇の支援を要請

(2) 医療関係情報の共有

医療本部は、EMIS入力等により、防災対策部、保健所、災害拠点病院や関係団体と整理した情報を共有する。

3 DMA Tとの協力

(1) 医療支援を要請する前の情報共有

医療本部は、EMISの確認等により、医療機関、三重DMA T等の状況を隨時把握する。

また、必要に応じて災害拠点病院等に対し、医療本部等への災害医療コーディネーターの派遣を要請する。

ただし、近隣県が被災した場合は、被災地に近い災害拠点病院等で患者の受入を行うことがあるため、被災現地から離れた地域の三重DMA T等に派遣を要請する。

災害医療コーディネーター

災害医療コーディネーターは、以下の役割を担うために必要な知識と経験を有する災害医療に精通した災害拠点病院等の医師とする。

なお、医療本部は複数名、医療地方部は1名または複数名の災害医療コーディネーターを事前に指定しておき、災害時に必要に応じて招へいする。

○災害医療コーディネーターの役割（地域防災計画より）

災害時における下記事項への支援、助言

- a) 医療救護班等の配置調整、撤去判断
- b) 医療救護班等と医師会との連携、調整
- c) 高次医療機関への搬送の助言
- d) 医療ボランティアに関する調整
- e) 看護・介護に関する調整
- f) その他の災害時の医療に関する調整

(2) 三重DMA Tとの協力

①三重DMA Tの医療支援

三重DMA Tは、三重DMA T運営要綱により、県知事からDMA T指定病院の長に対する待機または派遣要請に基づき、準備または行動を開始する。

なお、DMA T指定病院の長は、緊急やむを得ない事情により、知事要請前に三重DMA Tを派遣することができる。この場合、速やかに知事に報告し、その承認を得る。

三重DMA Tは、発災直後の急性期の災害医療に対応するために出動し、災害拠点病院支援、現場医療支援、域内搬送等を行う。

三重DMA Tは、災害拠点病院長（またはその代理）または被災現地の地域防災計画に基づく都市医師会長等の指揮下で医療活動を行うが、場合によっては病院長または都市医師会長の権限を委任された形で活動することができる。

三重DMA Tは、自立的医療支援を原則としているが、必要に応じて県にロジスティクス支援を求める。

三重DMA Tは、EMISだけでなく、情報収集手段の一つとして医療本部に情報提供を求めることができる。

なお、移行期から中長期にかけて、継続的な災害医療が必要な場合には、三重DMA Tから県医療救護班へ活動を引き継ぐ。

②三重DMA Tの要請

医療本部は、被災県または全国知事会からの派遣要請や、被災県との事前協定に基づき、災害医療コーディネーターまたは統括DMA T登録者の助言を得て三重DMA Tの派遣について調整し、必要に応じてDMA T指定病院の長に対して派遣要請を行う。

なお、緊急やむを得ない事情により、DMA T指定病院の長が知事要請前に三重DMA Tを派遣したときは、速やかに知事に報告し、その承認を得ることとなっている。

派遣を行った場合、医療本部は、EMISや電話等の手段を活用し、三重DMA Tの活動状況について把握しておく。

(3) 日本DMA Tとの協力

①日本DMA Tの医療支援

被災県から県内の医療施設に患者を受け入れる場合に、日本DMA Tが県内の災害拠点病院や被災地外SCUの活動を支援することがある。

②日本DMA Tの要請

医療本部は、EMISや電話等を活用して収集した情報をもとに、災害医療コーディネーターまたは統括DMA T登録者の助言を得て、厚生労働省に待機要請や派遣要請について相談をする。

③日本DMA Tの受入・活動調整

医療本部は、被災県等からの情報をもとに、災害医療コーディネーターや統括DMA T登録者と連携して、県外からの日本DMA Tの受入と活動調整を行う。

医療本部は、DMA T調整本部の活動スペースや情報通信手段等をあらかじめ確保しておく。

④広域医療搬送の調整

ア) 被災地外SCUの設置検討

医療本部は、厚生労働省から県にSCU設置の依頼があれば、SCU設置予定場所の地域の保健所（津、伊勢）に連絡する。

保健所（津、伊勢）は、SCU候補地の状況を把握し、設置の準備をする。

また、医療本部は、厚生労働省へ設置場所等の報告をするとともに、防災対策部やドクターヘリ基地病院、地元消防本部等の関係機関に連絡し、ヘリポートの確保等の対応を依頼する。

イ) 被災地外SCUへの職員の派遣

医療本部は、保健所（津、伊勢）と連携し、SCUの設置予定場所へ職員を派遣する。

ウ) 被災地外SCUでの活動

医療本部と保健所（津、伊勢）から派遣された職員は、SCU設置予定場所の災害拠点病院（三重大学病院、伊勢赤十字病院）等の統括DMA T登録者と連携してSCUを設置する。

SCU本部は保健所（津、伊勢）が運営する。

SCUにおいて、医療本部と災害拠点病院との通信連絡手段を確保しておく。

S C U 候補地

国立大学法人三重大学運動競技場（津市江戸橋）

宮川ラブリバー公園（伊勢市御園町）

代替候補地

四日市市中央緑地公園（四日市市日永東）

サンアリーナ（伊勢市朝熊町）

S C U 備品保管場所

国立大学法人三重大学運動競技場コンテナ及び三重大学病院内

伊勢志摩防災拠点倉庫（伊勢市朝熊町）

被災地外 S C U の役割

S C U は、広域医療搬送の拠点として空港、飛行場、臨時離着陸場等に設けられる医療施設で、県が設置し、日本D M A T 等が運営を協力する。

被災地外 S C U は、県外から広域医療搬送された患者を受け入れ、近くの災害拠点病院等へ搬送する。

また、近くの災害拠点病院等から陸路搬送されてきた患者を受け入れ、S C U で処置をして、広域医療搬送を行う。

広域医療搬送の患者情報は、E M I S 等で医療本部やS C U 統括D M A T 登録者と情報を共有する。

エ) 搬送手段の調整

医療本部は、統括D M A T 登録者や防災対策部と連携して S C U から搬送先病院への搬送手段の調整を行う。

4 医療救護活動との連携業務

(1) 医療救護班の派遣要請の準備

医療本部は、医療支援が中長期におよび必要と想定される場合においては、災害医療コーディネーターまたは統括DMA T登録者と連携して、県医療救護班の派遣要請について、準備を始めることが望ましい。（手順は、「II 移行期」に記載。）

Ⅱ 移行期（2日前後から1週前後）

1 医療救護班との協力

（1）県医療救護班の派遣要請

①県医療救護班の医療支援

県医療救護班は、被災県から本県に対して、厚生労働省や全国知事会を通じて行われる医療救護班の派遣要請に基づき、移行期から中長期にかけて医療支援を行う。

なお、日赤救護班は、全国規模で活動する大規模災害の場合、日本赤十字社として活動することもある。

②県医療救護班の要請

医療本部は、被災県から派遣要請があれば、災害医療コーディネーターの助言を得て、県医療救護班に出動を要請する。

なお、移行期には、引き続き三重DMATを要請することもできる。

この場合、DMATの活動期間は概ね48時間を基本とすることから、2次隊、3次隊等の追加派遣で対応する。

③県医療救護班の活動調整

医療本部は、被災県等からの情報をもとに、災害医療コーディネーターと連携して、県医療救護班の活動調整を行う。

県医療救護班は、自立的医療支援を原則としているが、必要に応じてロジスティクス支援を行う。

（2）他県医療救護班への対応

①他県医療救護班の医療支援

被災県から患者を受け入れる場合に、他県医療救護班が県内の災害拠点病院等の活動を支援することがある。

②他県医療救護班の派遣要請

医療本部は、被災県から県内の災害拠点病院等に患者を受け入れる場合に、EMSや電話等の手段を活用して収集した情報をもとに、災害医療コーディネーターの助言を得て、厚生労働省や全国知事会に他県医療救護班の派遣要請をする。

③他県医療救護班の受入・活動調整

医療本部は、被災県から県内の災害拠点病院等に患者を受け入れ、さらに他県医療救護班が派遣される場合に、被災県等からの情報をもとに、災害医療コーディネ

ーターと連携して、他県医療救護班の受入と活動調整を行う。

Ⅲ 中長期（1週前後から）

1 災害診療から保険診療への移行

(1) 医療救護班の活動調整

医療本部は、引き続き災害医療コーディネーターと連携して、県医療救護班に活動場所と活動期間の指示をし、収集方法等の必要な情報を提供するなどの活動調整を行う。

(2) 保険診療の再開

医療本部は、被災県が決定した保険診療の再開について、日程や移行手順を関係機関に連絡する。

2 疾病予防や健康増進

(1) こころや体のケア対策

①相談窓口の設置

必要に応じて、市町と連携して、県外からの避難者を対象としたこころや体のケア対策の相談窓口を設置する。

②避難所への支援

医療本部は、避難所や救護所におけるこころや体のケア対策への支援が必要と判断する場合は、県医師会、県看護協会等の協定締結団体の協力を得て、医療従事者の派遣を行う。

また、避難者を受け入れている地域の保健所においても、災害拠点病院、都市医師会、市町等と連携して、避難所や救護所の状況を把握する。

こころや体のケア対策が必要と判断する場合は、医療本部へ連絡すると共に、協定締結団体等の協力を得て避難所等への支援を実施する。

(2) 被災県からの被災患者への対応

被災県の被災患者や避難者が県内で円滑に医療を受けられるよう、医療、保健、介護、福祉等の連携が必要である。

傷病者が増加すると、県内の医療体制への負荷が増える可能性があるため、患者受入状況を適宜把握する。

参考：三重DMA T運営要綱

第6条（派遣基準）

三重DMA Tの派遣基準は以下のとおりとする。

（1）県内において、以下の災害が見込まれる場合

①震度6弱の地震又は死者数が2人以上50人未満若しくは傷病者数が20名以上見込まれる災害

②震度6強の地震又は死者数が50人以上100人未満見込まれる災害

③震度7の地震又は死者数が100人以上見込まれる災害

④東海地震、東南海・南海地震

（2）前号に定める場合のほか、県内における災害等の被災者の救出に時間要する等、三重DMA Tを派遣し対応することが効果的であると認められる場合

（3）国あるいは他都道府県から三重DMA Tの派遣要請があった場合

第8条（待機要請）

知事は、県外で第6条第1項の派遣基準に該当する災害の発生が見込まれる場合、指定病院に三重DMA Tの待機を要請する。

2 待機要請の手順は前条の派遣要請の手順に準じて行う。

3 次の場合に指定病院の長は、知事からの待機要請を待たずに、三重DMA Tを待機させる。

（1）三重県内で震度5弱以上の地震が発生した場合

（2）東京都23区で震度5強以上の地震が発生した場合

（3）三重県外で震度6弱以上の地震が発生した場合

（4）津波警報（大津波：3m以上）が発表された場合

（5）東海地震注意情報または東海地震に係る警戒宣言が発表された場合

（6）国内で大規模な航空機墜落事故が発生した場合

（7）その他、指定病院が三重DMA Tの待機を要すると判断した場合

参考：災害診療について

被災者の衣食住や通信交通手段が確保されていない時期は、巡回診療、仮設診療所、常設診療施設において、災害診療が行われる。

巡回診療は応急的な診療、仮設診療所や常設診療施設はより良質な医療を提供する。

巡回診療や仮設診療所は、保険診療を行えないが、厚生労働省通知等により、被災患者に自己負担を求めない場合や、一部負担金の免除措置や猶予等の対応がある場合がある。

また、保険診療再開後においても、一部負担金の免除措置や猶予等の対応が継続して行われる場合がある。